

防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業の利用対象者に関する基準

平成29年3月14日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定する第1号通所事業のうち、地域幸せます型サービスを除く第1号通所事業の利用について、当該事業を利用できる対象者に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語は、介護保険法及び要綱の例による。

(予防給付型サービス)

第3条 予防給付型サービスの利用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 末期がん、難病または認知症等で日常生活に支障があり、心身の状態の改善が見込めないことが医師の意見書等により確認できる者

イ 第1号通所事業予防給付型サービスの利用について(協議書)(第1号様式)の提出により虐待や住環境等に問題があり、その改善が見込めないことが明らかと認められた者

(2) 平成29年3月末まで継続して介護予防通所介護を利用しており、引き続き予防給付型サービスの利用を希望する者。ただし、平成29年4月以降に心身の状態に変化があった場合、前号に該当しない者はこの限りではない。

(3) 令和2年12月末まで継続して予防給付型サービスを利用しており、引き続き予防給付型サービスの利用を希望する者。ただし、令和3年1月以降に心身の状態に変化があった場合、第1号に該当しない者はこの限りではない。

(生活維持型サービス)

第4条 生活維持型サービスの利用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 短期集中予防型通所サービスを利用した後に引き続きサービスを利用することで、防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号介護予防支援事業に関する基準（令和元年9月18日制定）第3条に定める幸せます状態（以下、「幸せます状態」という。）を目指す者とする。ただし、第3条第1項第1号に該当する者はこの限りではない。

(2) 令和2年12月末まで継続して生活維持型サービス及び生活維持・短時間型サービスを利用しており、引き続き生活維持型サービス及び生活維持・短時間型サービスの利用を希望する者は継続してサービスを利用できる。ただし、令和3年1月以降に心身の状態に変化があった場合や短期集中予防型サービスを利用した者はこの限りではない。

2 週あたりの利用回数は、1回とする。ただし、要支援2の者のうち、生活機能の向上に資する具体的な指導が必要な場合に限り、2回の利用ができるものとする。

3 第1項第1号に定める利用者がサービスを利用できる期間は、短期集中予防型サービスの利用後、生活維持型サービスの利用開始から最長36週間とする。なお、短期集中予防型通所サービスを13回以上利用した者のサービスの利用期間は、最長24週間とする。

4 前項の期間終了後、生活維持型サービスの利用を希望する者は、介護予防ケアプランの変更をもって利用することができる。

（生活維持・地域型サービス）

第5条 生活維持・地域型サービスの利用者は、第3条第1項に該当しない者とする。ただし、医師の意見書等によりサービスの利用に支障がないと判断された場合はこの限りではない。

（短期集中予防型サービス）

第6条 短期集中予防型サービスの利用者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第3条第1項第1号に該当しない者
 - (2) 居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のために実施するリハビリテーション専門職及び地域包括支援センター職員による訪問調査及びアセスメントを受けた者
- 2 予防給付型サービス及び生活維持型サービスとの併用はできないものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

(第1号様式)

第1号通所事業予防給付型サービスの利用について(協議書)

被保険者番号	被保険者名	年齢	性別	認定区分
		才		事業対象者 要支援1・要支援2

協議書申出事業所	担当者氏名

(1) 防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業の利用対象者に関する基準第3条第2号イに該当する虐待や住環境等の問題の状況
(2) 予防給付型サービスを利用する必要性及び上記問題の改善の見込みについて

